

初山別村交通安全計画

令和4年度～令和8年度

初山別村

まえがき

本村は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、初山別村交通安全計画を作成し、昭和46年以降、村・関係行政機関・関係民間団体等において各般にわたる交通安全対策を推進してきたところです。また、平成12年に「初山別村明るく住みよいまちづくり条例」を施行し、村民の交通安全意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、安全で安心な生活の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、自動車保有台数、運転免許保有者数の増加及び余暇利用等、道路交通の量的増大による交通の過密、運転手のルール無視及びマナーの悪さなど交通環境の悪化と、更に今後の「超高齢化社会」の進展を考えれば、一層多くの交通事故が生じることが予想されます。

このような状況から、交通事故の防止は、村民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない課題となっており、「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な計画を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進するため「初山別村交通安全計画」を改めて策定するものであります。

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。

目 次

第1章	計画の構想	1
第2章	道路交通の安全	1
第1節	道路交通事故の現況とその抑止	1
1	事故の現況	1
2	安全対策の今後の方法	3
第2節	講じようとする施策	3
1	道路交通環境の整備	3
(1)	交通安全施設等の整備	3
(2)	交通規制の推進	3
(3)	道路使用の適正化等	3
(4)	子供の遊び場等の確保	3
2	交通安全思想の普及徹底	3
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	3
(2)	交通安全運動の推進	4
(3)	交通安全運動に関する広報の推進	5
(4)	交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進	5
3	安全運転の確保	5
(1)	運転者教育等の充実	5
4	冬期の交通安全の確保	5
(1)	除排雪の促進	5
5	交通事故被害者等支援の充実	5
(1)	損害賠償の請求についての援助等	5
(2)	運転免許証自主返納についての支援	6

第1章 計 画 の 構 想

本村の交通安全施策を講ずるに当たっては、生命尊重の理念を基本とし、北海道交通安全計画に基づき、交通環境に係る安全対策と村民の交通安全思想の高揚と交通道德の
かん養を図るため、相互の関連を考慮しながら適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し計画を策定するものとする。

交通環境については、交通安全施策等の整備を行い、混合交通に起因する接触の危険を排除するとともに、事故原因の大部分を占めるスピード超過を抑止するための効率的な交通規制の推進を図るものとする。

また、交通安全思想の高揚と交通道德意識のかん養を図るため、交通安全に関する教育及び広報活動を充実するとともに、民間の自主的な交通安全活動を積極的に推進するものとする。

第2章 道 路 交 通 の 安 全

第1節 道路交通事故の現況とその抑止

1 事故の現況

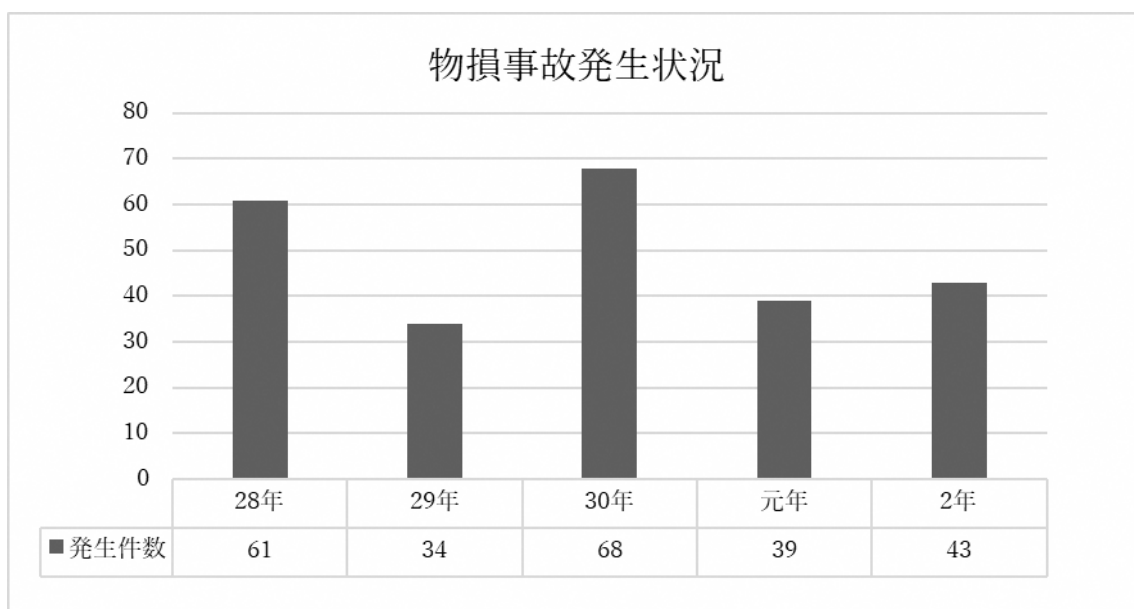
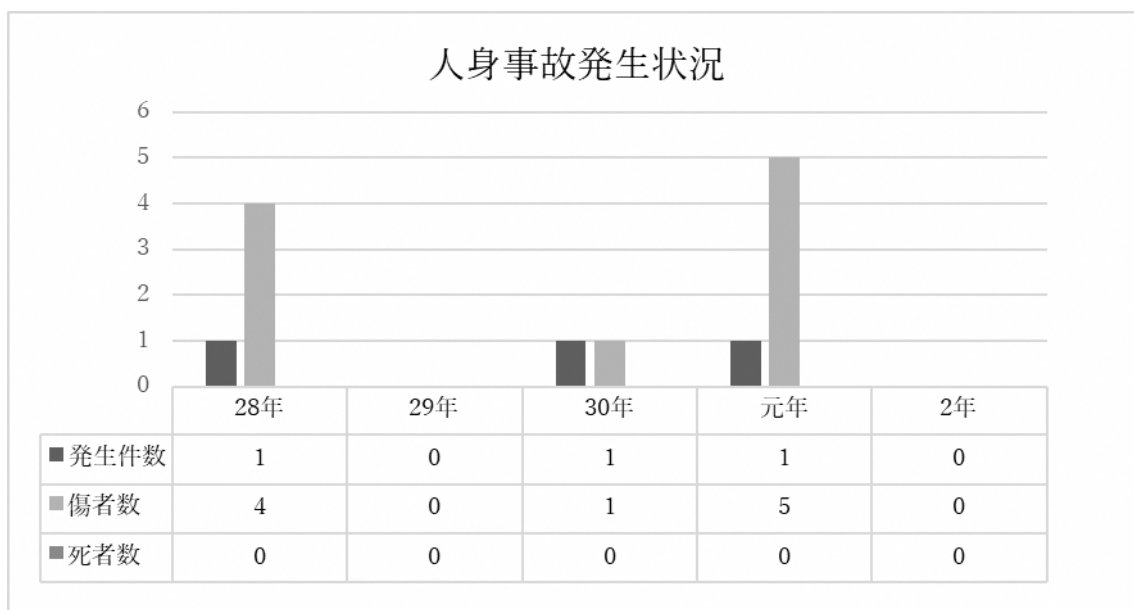
本村の交通事故は、人身事故の発生件数では昭和51年と平成10年に13件、傷者数では昭和48年に36人、死者数では昭和57年と平成8年に3人とそれぞれ最悪を記録している。

ここ5年間では、人身事故発生件数3件、年平均0.6件・傷者総数10人、年平均2人・死者数ゼロとなっており、一時増加傾向にあったものの平成14年からは減少傾向にある。

これらの事故は、運転者の不注意による車両相互の事故が大半を占め、その要因は自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加、運転者のルール無視など、道路交通を取り巻く状況の悪化によるものと考えられる。特に冬期間における地吹雪のための事故の占める割合も多い。

このような現況と今後とも自動車交通への依存度が高まるものと予想されるので、これに対応した総合的な交通安全対策を推進しなければ交通事故はさらに増加することが予想される。

事故発生状況



2 安全対策の今後の方向

今や自動車の利用は村民にとって不可欠なものとなっており、今後も自動車保有台数及び運転免許保有者数ともに増加することが見込まれ、また高齢者人口の増加も大きな影響を与えるものとする。今後の交通安全対策に当たっては地域性を考慮しつつ、道路交通環境の整備、自発的な交通安全意識の高揚のため交通安全教育の推進、飲酒運転の根絶、全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの着用、安全速度の習慣化の推進等を図り、交通事故の発生に歯止めをかけ交通事故の減少傾向の定着化を目指すものとする。

第2節 講 じ よ う と す る 施 策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもと安全かつ円滑快適な交通環境の確立を図るとともに、交通事故発生状況等を勘案した整備事業の推進を図る。

(2) 交通規制の推進

地域の特性に応じた交通規制を行う。

スクールゾーン、住宅地域において、歩行者の安全と自転車利用者等の安全を図るため必要な交通規制を行い、また、主要幹線道路での事故多発を防止するため、季節や路面状況・時間帯に配慮したきめ細かな最高速度の指定、追い越しのための右側部分はみ出し禁止等の交通規制を重点的に行う。

(3) 道路使用の適正化等

(ア) 道路環境の整備のため、支障物の除去、工事等のための道路使用についての適正な許可を行うとともに占用物件等の維持管理の適正化を指導し、不法占拠の排除を強力に推進する。

(イ) 不法占用物件の防止を図るための啓発を積極的に行う。

(ウ) 冬期間の不法路上駐車は除排雪に支障を期し交通のさまたげになるので、指導を積極的に行う。

(4) 子供の遊び場等の確保

児童遊園地の整備や小中学校校庭等の開放により、子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に努める。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成するため、家庭・学校・地域・職場等の連携協力を保つ交通安全教育の推進を図る。

(ア) 幼児に対する交通安全教育

身近な生活における交通安全の決まりを理解させ、進んできまりを守り、安全に行動できる習慣を身につけさせることを目標に、保育所においては幼児の特性に十分配慮しながら日常の保育活動の中で計画的かつ継続的に教育を行う。

また、家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識させるために、こぐまクラブの活動強化指導を図る。

(イ) 児童・生徒に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させるとともに、交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標に計画的かつ継続的に教育を行う。

小学校においては、学級指導及び学校行事による青空教室等で、中学校においては学校教育全体を通じて安全な歩行のしかたや自転車の安全な利用について重点的に指導する。

(ウ) 成人に対する交通安全教育

運転者に対しては、地域・職場における講習会を積極的に開催するほか、民間交通安全組織の活動に対する指導と研修を行う。

自動車使用者等については、正しい自動車の保守管理意識の高揚を図る。

自転車利用者については、自転車の安全な利用に関する交通安全教育の充実を図るなど、利用者の安全意識及び点検整備意識の高揚が図られるよう、積極的に指導を行う。

また、交通安全協会・交通安全推進委員会・婦人団体等の活動に対して、積極的な指導・協力を行い、それらの活動を通じて正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

さらに、社会教育活動における諸会合の中で交通安全に関する活動を促進する。

(エ) 高齢者等に対する交通安全教育

加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、安全に道路を通行するために必要な交通ルール等の知識を習得させるため、村高齢者交通事故防止対策協議会や老人クラブ等と連携し交通安全教育の充実を図る。

また、身体障がい者に対しても、不安や危険を解消させ安全に道路を通行するための交通安全教育の充実に努める。

(2) 交通安全運動の推進

交通安全運動は、村民一人ひとりが交通安全の大切さを真剣に考え「人命尊重」を基本に実践していくことがなによりも重要であることから、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるために次の事項を重点とした運動を強力に展開する。

(ア) 交通安全意識の徹底

運転者としての社会的責任の自覚の徹底と、スピードダウンと全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用、安全速度の習慣化、歩行者、特に子供と

高齢者、身体障がい者等の事故防止を図るため夜光反射材の着用及び自転車の安全利用の促進の徹底を図る。

また、地域・職場等において飲酒運転の根絶に向け「飲酒運転をしない、させない、ゆるさない」という規範意識の確立を図るとともに、アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導する。

重大な事故の発生が懸念される「あおり運転」、携帯電話やスマートフォン使用による「ながら運転」の根絶に向けた普及啓発を行う。

(イ) 村の推進体制の強化

村内各支部交通安全協会等の交通安全関係組織の整備を促進するとともに、より一層の組織の活性化を図り、幅広く運動に参加するよう求める。

また、各団体が相互に連携を強化できるよう連絡調整を促進する。

(3) 交通安全に関する広報の推進

交通安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため各種広報媒体を活用した広報を計画的に行う。

特に高齢者の交通事故防止、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用と、スピードダウンによる安全運転の習慣化及びあおり運転や飲酒運転の根絶等を促進するためのキャンペーン等を積極的に行う。

(4) 交通安全に関する民間団体の主体的活動の推進

民間の団体が行う交通安全事業及び諸行事に対する援助、資料の提供等を行い自主的な活動を促進する。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

全席のシートベルト着用及びチャイルドシート着用の徹底を図るため、関係機関と連携し、街頭での指導、取り締り等のあらゆる機会を通じてキャンペーン等を積極的に行い、着用効果の認識を促進する。

4 冬期の交通安全の確保

(1) 除排雪の促進

冬期における安全かつ円滑な道路の確保のため除雪体制の強化を図り、良好な路面の確保に努める。歩道については、住民の協力のもとに車道の運搬排雪時の歩道除雪の同時処理を推進する。

(2) 日本海特有の吹雪時に多発している追突事故防止を図るため、無理な運転の自粛を徹底する。

5 交通事故被害者等支援の充実

(1) 損害賠償の請求についての援助等

広報紙等を活用し、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供するとともに、相談業務関係機関と密接な連携を保ち、交通事故の損害賠償に関する援助業務の強化及び交通事故被害者等の心情に配慮し

た対策の充実を図る。

(2) 運転免許証自主返納についての支援

運転免許証の自主返納にかかる費用を助成し、運転に不安のある高齢者が自主的に運転免許証の返納しやすい環境づくりを推進する。